

取り扱わないもの

これらのものは、施設での受入・処理はできませんので、次の方法で処理してください

①購入店や施工業者に処理を依頼する。

②お住まいの町役場の廃棄物担当課で処理方法等を確認し、処理する。

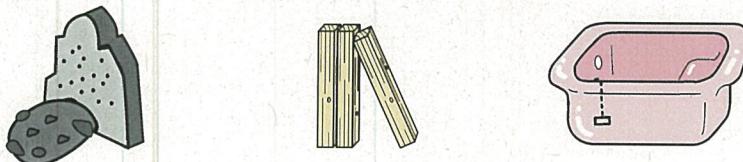
- ・危険物………ガスボンベ、廃油（食用油を除く）、火薬、塗料、シンナー、劇毒物・農薬及びその空容器、注射針などの医療用器具（在宅医療用器具は除く）など



- ・土砂類………土、石、砂、焼却灰（燃えがら）など



- ・建築廃材………コンクリート、石こうボード、木くず（柱など）、壁紙、屋根材、サイディングボード、グラスウール、浴槽、温水器、便器、浄化槽など



- ・自動車部品…車両と一緒に部品（バンパー、ドア、マフラーなど）
※チャイルドシート、キャリヤーなどは受け入れできます。



- ・その他………ピアノ、農業用機械、農業用ビニール、バイク、産業廃棄物、その他処理が困難なもの



※産業廃棄物については、栃木県産業廃棄物協会（028-632-5575）にお問い合わせください。